## 金沢都市計画地区計画の決定 (金沢市決定)

都市計画竪町商店街地区地区計画を次のように決定する

名 称		名 称	竪町商店街地区 地区計画
		位 置	金沢市竪町及び片町 1 丁目の各一部
		面 積	約 2.2 ha
区域の整備	地	区計画の目標	本地区は、金沢市内の中心市街地活性化ゾーンに位置し、広域的集客力があり、賑わいのある商店街を形成している。 本計画は、「安心して、楽しく、快適に買い物できる商店街」として永く繁栄するために、 賑わいと活力あふれる商店街の形成と歩行者が快適に回遊できる歩行空間の確保によるま ちづくりの実現を目標とする。
開発	土	地利用の方針	中心商店街としての魅力と活力を高めるため、ゆとりと賑わいのある買い物空間の創出と連続性のある土地利用を図る。
開発及び保全の	建 整	築 物 等 の 備 方 針	来街者が引き立つ街並みの形成に向けて、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、 建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
全の方針		の他当該地区 整備、開発 び保全に する方針	市道準幹線 508 号片町・新竪線 (通称「竪町通り」) 及び竪町広場については、安心して楽しく買い物ができるよう、快適な歩行空間の確保及び環境の維持・向上を図る。また、竪町通りについては、車両の進入を制限する。
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (2) 金沢市モーテル類似施設設置規制指導要綱第2条第1項に定めるモーテル類似施設(3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫
地	建	壁面の位置の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面等」という。)から市道準幹線 508 号片町・新竪線(以下「前面道路」という。)の中心までの距離の最低限度は、6mとする。
X	築物		1 前面道路より後退した部分全面に、隣接建築物の庇に連続するように庇を設置 し、庇の構造は、次に該当するものとする。 (1) 庇の天井面は、歩道面から高さ6m以上7m以下とする。 (2) 庇は周辺環境との調和に配慮し、色彩やデザインを工夫する。
整	等に		(3) 庇は、不燃材料(網入りガラス以外のガラスを除く。)で造り、かつ、覆い、消火活動に支障のない構造及び形態とする。 (4) 庇の先端の位置は、前面道路境界とする。
備	関す		2 建築物の外観の色彩は、茶・グレー等で低彩度の色を基調とし、周辺の街並みと の調和に配慮したものとする。
計	9 る 事	建築物等の 形態 又は 意匠の制限	3 前面道路に面する建築物の壁面及び広告物は、アクセントとして明るい色調を使用できる。ただし、その合計面積は、地盤面から庇の高さまでの壁面積に 2/10 を乗じて得た面積以内とする。
画	項		4 屋外広告物等は自己用とし、地域の景観に配慮した素材及びデザインで、都市景 観上支障のないものとし、次に該当するものとする。 (1) 前面道路に面する壁面広告の表示面積は、地盤面から庇の高さまでの壁面積に 2/10 を乗じて得た面積以内とする。 (2) 突出広告物は、外壁面からの出幅を 1.0m以内、かつ、上端は地盤面から 15m以下
			(2) 大田太古物は、外望歯がらめ出幅という研究が、から、主動はも国面がららが成するとし、表示面積は15 ㎡以内とする。 (3) 庇の下に軒下看板(固定物)を設置しない。ただし、竪町商店街振興組合で認める仮設のフラッグについては、この限りではない。 (4) 広告物の表示面積の合計は、建築物の壁面の方向ごとに当該壁面の鉛直投影面積に2/10 を乗じて得た面積(その面積が20 ㎡に満たない場合は、20 ㎡)以内とする。

理由	昭和52年に建築協定を締結した本地区において、これまでに形成された良好な商業空
	間を引き続き確実に維持し、さらにこれを向上させるため、地区計画を決定するものとす
	<b>వ</b> .



